

第 27 回教育委員会

平成 30 年 12 月 25 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第118号 平成32年度使用教科用図書の採択における採択地区について

議案第 118 号

平成 32 年度使用教科用図書採択における採択地区について

大阪市における平成 32 年度使用教科用図書採択地区を次の 4 地区と設定することを、大阪府教育委員会に要望する。

大阪市における教科用図書採択地区の現状と変更後の地区

変更後		現状	
採択地区名	所属地域	採択地区名	所属地域
大阪市第 1 地区	此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区	大阪市地区	大阪市
大阪市第 2 地区	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区		
大阪市第 3 地区	中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区		
大阪市第 4 地区	天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区		

(採択地区の設定を 4 地区に変更する理由)

1. 教育行政の推進に当たっては、「ニア・イズ・ベター」の考え方にに基づき分権型教育行政を進める観点から、教育委員会事務局の 4 ブロック化について検討を進める状況にあること。
2. ブロックごとに教科用図書の調査研究を行うことで、より現場の意見に則した教科書採択事務を進めることができること。
3. 採択地区を複数化することにより、採択された教科用図書について教員がより近いまとまりの中で、児童生徒の状況に応じた研究を主体的に深めることができること。

(参考) 教科用図書採択地区の設定にかかる法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (抄)

- 第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。
- 第十六条 指定都市については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。